

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるとは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 昭和五十七年度鳥取県一般会計補正予算
青少年に有害な図書類の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良法による換地計画の決定
- 数人が共同して行う土地改良事業の認可
- 土地改良事業の認可(十件)
- 土地改良事業の工事の完了
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意(一)
いての適否の決定
- 基本測量の終了
- 開発行為に関する工事の完了(四件)

告 示

鳥取県告示第千二百六十七号

昭和五十七年十二月定例県議会で十二月十七日議決された昭和五十七年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和57年度鳥取県一般会計補正予算

昭和57年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,064,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金	項			
	1 分 担 金	千円 4,660,016	千円 △ 9,652	千円 4,650,364
	2 負 担 金	1,377,695	△ 38,003	1,339,692
6 例用材料及び手数料	2 負 担 金	3,282,321	28,351	3,310,672
	2 手 数 料	3,349,760	△ 4,814	3,344,946
7 国庫支出金	2 手 数 料	766,062	△ 4,814	761,248
	1 国庫負担金	74,338,727	98,475	74,437,202
	2 国庫補助金	21,522,384	543,336	22,065,700
8 財産収入	3 委 託 金	52,145,373	△ 445,084	51,700,289
	2 財産売却収入	670,990	223	671,213
	2 財産売却収入	1,969,731	199,185	2,168,916
10 繰入金	2 基金繰入金	738,722	199,185	937,907
	2 基金繰入金	5,628,910	20,000	5,648,910
		5,163,150	20,000	5,183,150

歳 出		補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入	7 雑 入	千円 13,556,246	千円 △ 37,053	千円 13,519,193
	5 受記事業収入	8,977,920	5,283	8,983,203
	2 総 務 費	13,912,662	77,650	13,990,312
13 債 債	2 企 画 費	607,727	△ 65,875	541,852
	5 選 挙 費	58,190	23,539	81,729
	2 民 生 費	13,912,662	77,650	13,990,312
18 債 債	1 債 債	19,044,000	768,000	19,812,000
	1 債 債	19,044,000	768,000	19,812,000
歳 入 合 計		246,975,855	1,088,175	248,064,030
歳 出 合 計		248,064,030		248,064,030

4 衛生費	1 公衆衛生費	8,755,335	20,428	8,775,763
	2 環境衛生費	2,620,626	△ 3,054	2,617,572
	3 保健所費	522,536	14,000	536,536
	4 医薬費	1,234,771	1,252	1,236,023
	5 労働費	4,377,402	8,230	4,385,632
6 農林水産業費	1 労働費	1,153,632	180	1,153,812
	2 労働費	288,084	180	288,264
	1 農業費	43,663,074	△ 78,500	43,584,574
	2 畜産業費	12,517,452	165,932	12,683,384
	3 農地費	2,536,361	△ 19,959	2,516,402
8 土木費	4 林業費	16,718,885	△ 186,080	16,532,805
	5 水産業費	7,816,335	△ 51,195	7,765,140
	2 道路橋りょう費	4,074,041	12,802	4,086,843
	3 河川海岸費	58,879,956	△ 362,955	58,517,001
	2 道路橋りょう費	24,032,654	29,000	24,061,654

10 教育費	4 港湾費	6,374,244	111,604	6,485,848
	5 都市計画費	9,676,558	△ 417,890	9,258,668
	6 住宅費	2,448,140	△ 241,647	2,206,493
	1 教育総務費	49,573,620	595,023	50,168,643
	6 社会教育費	3,754,098	593,228	4,347,326
	7 保健体育費	1,415,238	995	1,416,233
	7 保健体育費	839,497	800	894,297
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2,621,459	873,402	3,494,861
	2 土木施設災害復旧費	439,845	105,069	538,914
	2 土木施設災害復旧費	2,187,614	768,333	2,955,947
歳出合計	246,975,855	1,088,175	248,064,030	

第2表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度	額
内 審 査 管 改 善 資 金 利 子 補 給	昭和57年度から昭和54年度まで	千円を限度とし、各年度の融資総額の1,000分の5に相当する金額	187,537

土地改良費	昭和57年度から昭和58年度まで	826,710
農地防災事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	5,050
林道費	昭和57年度から昭和58年度まで	128,702
治山費	昭和57年度から昭和58年度まで	66,150
沿岸漁場整備開発費	昭和57年度から昭和58年度まで	35,670
漁港建設費	昭和57年度から昭和58年度まで	148,800
道路改良事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	658,510
舗装新設事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	187,440
橋りょう架換事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	403,250
河川改良事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	93,000
河川局部改良事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	105,000
海岸堤防修築事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	70,000
砂防事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	125,400
街路事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	323,670
総合運動公園整備事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	38,698
流域下水道事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	244,020

公営住宅建設事業費	昭和57年度から昭和58年度まで	50,020
-----------	------------------	--------

事項	更正前		補正		限度額
	期間	限度額	事項	期間	
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和57年度から昭和62年度まで	千円 23,500	地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和58年度から昭和63年度まで	千円 23,646

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正		起債の方法	利率	償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法			
道路新設改良費	千円 2,664,000	%	千円 2,732,000	%			
道路維持費	1,294,000		1,324,000				
河川絵務費	749,000		764,000				
河川改良費	2,020,000		2,048,000				
砂防費	811,000		814,000				

781	"	ヌクロク 1月号	雑誌コー 下 15471-1	東京三世社
782	"	女の下着 FANCY LINGERIE	CL- コ0	ピット企画
783	"	少女白書 オナニーをしたくなる本 少女白書 視察挿入 第三巻第二号	SH- 2	トライビジョン
784	"	◎ガイド	SL- 1	紳セゾン出版
785	"	コシクター カンダ、カンダ号 口中射精	CO- 1	海鳴書房
786	"	MONICA エロス & エロス モニカ	MO- 1	紳アリス出版
787	"	ルーシー 特集 性欲の研究 卑猥な性欲	LU- 2	紳アリス出版
788	"	ALICE スベシヤル 女子高生 ABC体験 ALICE スベシヤル 後巻願望	AS- 1	紳アリス出版
789	"	ガール & ガール VOL.67 性器透写 第7巻第1号通巻67巻	G- 1	紳アリス出版
790	"	MELODY リズムに乗って	CK- ル5	office JET
791	"	乱交放尿 熟女三人	CK- ケ2	LANDA-SS
792	"	PAPER MOON	CK- ル4	office JET
793	"	ピンク特報 VOL.31 女子高生両穴責め	PT- 1	アリス出版
794	"	ビーナス Venus 女王様を犯す	BN- 1	紳士権出版社
795	"	VIDEO OMANX 〔本番ビデオ〕	CK- ケ8	アリス出版
796	"	処女ゆび責め 処女A	CL- コ1	Do企画
797	"	なめて 魔 Vol.810	CK- ケ5	Do企画
798	"	性器なめて 東京デパートクラブ	CJ- ヤ9	アリス出版
799	"	ADULT CINEMA	AD- 1	海鳴書房
800	"	ソングラデー SUN FLOWER	CK- ユ4	office JET
801	"	みだれ夢	051A019	紳明和出版
802	"	恥穴まさぐり 夜這い ダンソンダ・ツデー	CJ- キ7	Do企画
803	"	快感ごっこ	051A026	紳明和出版
804	"	少女恥じらい 待っわ	CJ- ケ3	Do企画
805	"	実話ダイアロー 絶頂色情狂	DP- 1	ジョイフル出版社
806	"	ナイトクラブ増刊 精液噴射 No.81	ZN- 12	紳アツル社
807	"	GEKIGA ZIPPER 11 第2巻第11号通巻13号	雑誌 03829-11 社	考友社出版株式会社
808	"	ホットグラフィ 12月	雑誌 18019-12	ミリオン出版
809	"	Sex Ace Climax	CK- ユ1	PRODUCTION : DO
810	"	肉体 成熟 AUDITION	CK- ユ3	アリス出版
811	"	濡れ穴を撮る 悪戯	C1- T2	アリス出版
812	"	◎最新前線 ◎最新前線 お金で買ってよ。 誰とでも寝るよ。	H- 1	紳アリス出版

813	"	スキャンダル	051A021	徳明和出版
814	"	柔かな茂み 私の部屋	091A016	プランニングプレス
815	"	・陰・部・全・開・私、脱いじやった	CK-ケ4	徳アリス出版
816	"	チャンス GOLD 12月号 甘い悪戯	雑誌コーナー 06195-12	徳チャンスコミック社
817	"	秘密の悦び	082-A-004	春秋社
818	"	女陰むき出し 好きなの	CK-ケ3	Do企画
819	"	濡れた感傷 美 美	091A019	プランニングプレス
820	"	狂乱舞 少女	091A018	プランニングプレス
821	"	恥態艶戯	051A028	徳明和出版
822	"	フオトジェニカ 人妻のしほっぱい	FJ-1	海鳴書房

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果					概 要	備 考	
				粗たん 白 質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム			リン
明治飼糧株式会社 加古川工場 加古川市	米子市上福原 658-1 鳥取県酪農農業 協同組合連合会	乳牛配合飼料 大山号搾乳用	57.10	19.3	2.6	6.4	7.4	1.10	0.78	種発生 培養性 衛生性 ペクチン 消化率	DCP TDN ME その他 の検査

823	"	みだれ貝	1	徳東洋雑誌
824	"	少女の愛 めぐり愛	CK-ケ5	Do企画
825	"	ザンツ★エロス Gals Gals	雑誌 04104-12	徳サン出版

鳥取県告示第千二百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり公表する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

全国酪農協同 組合連合会 飼料工場 神戸市	●全酪2号ペレット	57.10	16.6	3.4	5.8	7.1	0.91	0.74												
	ニユーラクビーフ前期	57.10	14.3	2.4	5.5	5.3	0.79	0.53												
	●幼牛育成用	57.10	17.3	2.9	5.5	5.7	0.72	0.80												
	大山号	57.10	6.9	2.8	5.7	7.0	0.97	0.74												
	カトワ乳牛用配合飼料	57.10	13.6	4.0	8.1	8.4	1.70	0.49												
	カウエース	57.10	13.6	4.0	8.1	8.4	1.70	0.49												
	くみあい標準配合飼料 スニパービグAペレット	57.10	19.4	4.8	2.5	5.1	0.95	0.66												
	くみあい標準配合飼料 スニパービグBペレット	57.10	17.0	3.3	2.7	4.6	0.75	0.57												
	くみあい標準配合飼料 スニパービグCペレット	57.10	14.9	2.8	2.5	4.1	0.68	0.48												
	くみあい配合飼料 ピグゴールドB	57.10	17.0	3.5	2.5	4.4	0.70	0.57												

注 1 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 3 備考欄中「カルシウムとリンの比」規格不適合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料の公定規格を定める等の件（昭和51年農林省告示第756号）に定めるカルシウムとリンの重量比の要件を満たさないことを示す。

カルシウムとリンの比規格不適合

鳥取県告示第千二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘二期地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百七十二号

東伯郡東伯町大字徳万五五八―一松田真作ほか二十五人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（八橋地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（伏野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(伏野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(大郷(松原)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(大郷(福谷)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(末恒(白兔)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(末恒(白兔)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（鳥取南部（高路）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百八十号

日南町から申請のあつた町営土地改良（阿毘縁地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百八十一号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野（原林）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百八十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（鳥取南部（篠坂）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届 出 者
左近地区農地開発事業	昭和五十七年三月二十五日	福 部 村

鳥取県告示第千二百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
-----	-------

田後加入区	沖合底びき網漁業
網代加入区	沖合底びき網漁業及びしいらつけ漁業

鳥取県告示第千二百八十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）

二 作業地域

鳥取市、倉吉市、福部村、那家町、船岡町、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、日南町及び日野町

三 終了年月日

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県告示第千二百八十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年七月二十九日 鳥取県指令受都計第百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字土手ノ下タ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第千二百八十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月十九日 鳥取県指令受都計第百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市材木町三八一

田澤産業株式会社

取締役社長 濱田敏明

鳥取県告示第千二百八十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十一月十九日 鳥取県指令受都計第百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市円護寺字土手ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市円護寺一五〇

澤田勝三

鳥取県告示第千二百八十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十一月十六日 鳥取県指令受都計第二百七十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市美萩野一丁目五五―三

山根和雄

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】